

道路の整備・維持修繕

【移譲の概要】

- 19 市町に移譲（指定都市は法定）
 - ・うち 18 市町への移譲状況は次のとおり
 - 整備（道路改良事業に係る設計，積算，工事監督など）：9 市町に移譲
 - 維持修繕（植栽管理，路面清掃，交通安全施設など）：17 市町に移譲
 - ・うち 1 市は，道路法第 17 条第 2 項の管理者変更による移譲
 - 道路占用許可などの許認可事務や，境界立会などの管理事務，道路巡視などの維持業務，道路改良などの整備などを市の判断に基づき実施する。交付税も市に直接措置される。

【市町の主な声】 ～18 市町が，具体的な成果があったと回答

- 移譲前は，県道の維持管理に関する住民からの要望などは県が対応していたが，**地域の実情に詳しい市町で判断し施工**するので，要望から処理完了まで，**迅速な対応が可能**となった。
- 移譲前は，県管理の道路と市町管理の道路が隣接して，双方の同時施工が必要な場合など，その調整に時間を要していたが，移譲後は地域（路線）ごとに**県道・市道の維持業務を一括委託**する等により，**市町で一体的に行うことが可能**となり，施工などを**効率的かつ迅速に実施**できる。

【独自の取組事例】

- 道路法に基づく管理者変更により，市の判断で，住民ニーズの高い区間，まちづくりの観点からより必要性が高いと判断する区間について**優先的に整備が可能**となった。